

事 務 連 絡
令和 6 年 2 月 5 日

各都道府県・広島市・長崎市
原爆被爆者援護担当部局 御中

厚生労働省健康・生活衛生局総務課

令和 6 年度原爆被爆者各種手当の額について

令和 6 年度における原爆被爆者各種手当の額について、令和 6 年 1 月 22 日付け事務連絡においてお知らせしたところですが、下記のとおり訂正いたしますので、準備方よろしくお取り計らい願います。

なお、正式な決定となりましたら、改めてお知らせいたします。

記

	【令和 5 年度】	【令和 6 年度（案）】
医療特別手当	145,420 円	<u>150,020 円</u>
特別手当	53,700 円	<u>55,400 円</u>
原子爆弾小頭症手当	50,050 円	<u>51,630 円</u>
健康管理手当	35,760 円	<u>36,900 円</u>
保健手当（一般）	17,940 円	<u>18,500 円</u>
保健手当（増額）	35,760 円	<u>36,900 円</u>
家族介護手当	22,830 円	<u>23,550 円</u>
介護手当（重度）	105,800 円	<u>106,820 円</u>
介護手当（中度）	70,520 円	<u>71,200 円</u>
葬祭料	212,000 円	<u>215,000 円</u>

※ 令和 6 年 4 月の改定（案）は、令和 5 年消費者物価指数の対前年比変動率が 3.2%増（介護手当（重度、中度）については、令和 5 年人事院勧告での月例給の改定が 0.96%増）となったことによるものです。

（照会先）

厚生労働省健康・生活衛生局総務課
指導調査室援護予算係 担当 宮重
03-5253-1111 (ex 2326)